

# 第9期分別収集計画

(令和2年度～令和6年度)

令和元年6月

苫小牧市

# 目 次

1 計画策定の意義 .....	1
2 基本的方向 .....	1
3 計画期間 .....	1
4 対象品目 .....	1
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） .....	2
6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号） .....	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に 係る分別の種類の区分（法第8条第2項第3号） .....	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号） .....	4
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 .....	5
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号） .....	5
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号） .....	6
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号） .....	6

## 1 計画策定の意義

当市のまちづくりは、理想の都市「人間環境都市」の実現にあるが、これは豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な環境の中で、すべての市民が持てる能力を発揮しながら共にいきいきと暮らし、未来に向かってたくましく歩むまちをつくることである。

市民の健康で快適な潤いのある生活環境の創造と、将来にわたる地球規模の資源枯渇の問題を考えるとき、近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式を見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが大切である。

また、我が国の廃棄物処理は、最終処分場のひっ迫からほとんどの自治体が焼却を中心としたごみ処理を推進してきたが、当市においては、今まで比較的最終処分場に恵まれているものの、このまま埋立処理を継続していくと、将来的には最終処分場の確保が困難になることは明白である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の4R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）を推進するとともに、限りある資源の有効活用と、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 「人間環境都市」にふさわしい環境教育の充実
- 市民参加型のごみ減量とリサイクル運動の積極的推進
- 市民・事業者・行政が一体となったごみ排出抑制、資源再利用の取り組みの促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(単位:t/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	7,293	7,246	7,197	7,152	7,100

## 6 容器包装廃棄物の排出抑制の方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

今日のごみ問題は、生産・流通・消費におけるそれぞれの段階での要因が複合して発生するところにある。このため、ごみの減量を図るには、市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制に取組んでいく必要があると考え、その役割分担は次のとおりとする。

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>ごみの排出量を現状より少しでも減らすように努める</li><li>修理して大切に使う生活習慣確立などライフスタイルの見直しを図るように努める</li><li>買い替え時には、市の処理が困難となる不用品を販売店等に引き取ってもらうよう努める</li><li>使い捨て商品の使用を自粛し、自主的なマイ箸、マイボトルなどの使用や、過剰包装の辞退などに努める</li><li>買い物に際しては、マイバスケット、マイバッグなどを持参するように努める</li><li>トイレットペーパーなどは再生品を使用するように努める</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>廃棄物の回収体制の整備など自己処理を積極的に進めるとともに、排出抑制など減量化を念頭に置いた事業活動を行うように努める</li><li>トレイ・ペットボトルなど使い捨て容器の使用抑制と自主回収、資源化に努める</li><li>バラ売りの拡大や過剰包装の抑制、包装の簡素化に努める</li><li>再生可能な容器は、再利用を行うとともに、梱包材など流通包装廃棄物の回収・再利用に努める</li><li>製品などが廃棄物となった場合にその適正処理が困難とならないようにするとともにリサイクル可能な商品の販売に努める</li><li>市民が耐久消費財などの買い替えに際しては、市の処理困難となる不用品を引き取るとともに、修理体制を充実させる</li><li>リターナブル容器、再生資源、再生製品の積極的な利用に努める</li><li>ノーレジ袋運動を推進する</li><li>上質古紙の自主回収、資源化に努める</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制を含めた減量に関する計画的な施策の推進に努める</li><li>ごみの減量、再資源化について、啓蒙・広報活動を強化し、市民の意識啓発に一層努める</li><li>ごみ問題の学習と啓発を推進するため、環境教育副読本を活用するなどした次世代市民への出前講座の充実を図る。</li><li>事業者に対する減量化計画の策定や資源物の適正なリサイクルについて指導を徹底するなど事業系ごみ排出抑制対策を講ずる</li><li>再生可能な物の回収制度、不用品の引き取り制度等について事業者に対して指導、情報提供などを行う</li><li>簡易包装化の促進、使い捨て商品の自粛等の抑制方策について、市民・事業者と協議のうえ検討を進める</li><li>庁用品、公共事業における再生品の使用に一層努める</li></ul>

さらに、市民・事業者・行政の協力体制と連携を推進するため、次の方策を考える。

- (1) ごみ処理対策を全市的に展開するため、市民参加の廃棄物減量等推進審議会を活用する
  - (2) 町内会等と連携をとり、清掃事業の普及活動を支援するネットワークをつくる
  - (3) 出前講座やイベント等の内容の充実を図り、市民の意見反映や意識啓発に努める
- また、全市の春・秋の大掃除月間等により環境美化に努める

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類の区分（法第8条第2項第3号）

当市における最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集体制等を勘案し収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶	
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類 (紙パック、段ボール以外の紙製容器包装)	
主としてポリエチレンテレフタレート(P E T)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(単位:t/年)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	175		174		173		172		171	
主としてアルミ製の容器	230		229		227		226		224	
無色のガラス製容器	233		231		230		228		226	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	233	0	231	0	230	0	228	0	226	0
茶色のガラス製容器	296		294		292		290		288	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	296	0	294	0	292	0	290	0	288	0
その他のガラス製容器	122		121		120		120		119	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	117	5	116	5	115	5	115	5	114	5
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	31		31		30		30		30	
主として段ボール製の容器	1,338		1,329		1,320		1,311		1,302	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	894		888		883		877		870	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	894	0	888	0	883	0	877	0	870
主としてポリエチレンテレフタレート(P E T)製の容器	458		455		452		449		445	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	458	0	455	0	452	0	449	0	445	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイ含む)	2,487		2,470		2,454		2,438		2,422	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	2,447	40	2,431	39	2,415	39	2,399	39	2,383	39
(うち白色トレイ)	40		39		39		39		39	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	40	0	39	0	39	0	39	0	39

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

- ①直近年度の分別基準適合物量の積算
- ②容器包装廃棄物の見込み量を積算 (=ごみ質別排出量×組成分析結果構成比)
- ③容器包装廃棄物の排出見込み率の積算 (= (①+②)-残渣量) ÷ごみ量)
- ④分別基準適合物の排出見込み量の積算 (=各年度ごみ見込み量×③)
- ⑤分別基準適合物見込み量の積算 (=④×分別排出率)

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

平成22年4月から実施したプラスチック製容器包装を含めたプラスチック類、平成25年7月から実施した紙製容器包装を含めた紙類の分別収集を引き続き行う。

また、段ボールについては、町内会等の住民団体による集団回収での取組みについて、奨励金の助成などにより積極的に支援し、集団回収団体による収集を促進する。

**分別収集の実施主体**

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器 アルミ製容器	缶類	委託業者の指定日回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類	委託業者の指定日回収	民間業者
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者の指定日回収	民間業者
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	紙類	委託業者の指定日回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者の指定日回収	民間業者
	その他プラスチック製容器 包装(白色トレイ含む)	プラスチック 製容器包装	委託業者の指定日回収	民間業者

## 1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、当市では、缶・びん・紙パック・ペットボトル・プラスチック製容器包装を資源物として分別収集し、民間業者で選別・圧縮・梱包・保管等の中間処理を行っている。

紙製容器包装廃棄物については、紙類の資源物として分別収集し、民間業者で再商品化を行う。

また、段ボールについては、現在、実施している町内会等の住民団体による集団回収での取組みによる資源化を推進する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 处 理
スチール製容器	缶 類	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッカー車 又はパッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッcker車 又はパッcker車	民間業者 (選別・保管施設)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで縛る	プレスパッcker車 又はパッcker車	民間業者 (保管施設)
段ボール	段ボール		住民団体による集団回収	
その他の紙製容器包装	紙 類	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッcker車 又はパッcker車	民間業者 (保管・再商品化)
ペットボトル	ペットボトル	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッcker車 又はパッcker車	民間業者 (圧縮・梱包・保管施設)
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッcker車 又はパッcker車	民間業者 (圧縮・梱包・保管施設)

## 1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

### （1） 減量化・資源化等についての審議の推進

一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市民・学識経験者・市民活動団体等で構成される「苫小牧市廃棄物減量等推進審議会」（平成7年9月設置）に、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の分別収集を効率的に進めていくため、廃棄物の減量化・資源化等に関する意見を求めるなど、推進体制の活用を図る。

### （2） 集団回収の促進

町内会及び各種団体等における自発的な集団回収を推進し、効率的に実施されるよう、回収団

体の登録を行い、団体の実態を把握するとともに団体相互の情報交換と連携強化を図る。

今後、奨励金の見直しや品目の拡大などを検討し、集団回収への積極的な参加及び利用拡大を図る。また、集団回収のさらなる促進に向け「リサイクルハウス」の設置助成を継続して実施する。

#### (3) 意識啓発活動

分別排出及び排出抑制に関するパンフレットの作成・配布、ホームページや広報紙への掲載などPR活動のほか、出前講座やイベントによる周知等の実施により、ごみの減量やリサイクルに対する市民の理解を深め分別意識の浸透を図るなど、市民の分別・適正排出やリサイクルに関する意識啓発に努める。

#### (4) 次世代市民への環境教育の充実

小中学校の環境教育副読本を作成・活用し、教育現場における出前講座を実施することで、環境教育の充実を図る。

#### (5) リサイクルプラザの市民開放による意識啓発

ごみの減量とリサイクルについての情報収集のほか、リサイクル体験や学習のできる場として、粗大ごみ修理品の展示・販売、リサイクル製品・環境学習教材の展示や古本のリユース、生ごみ堆肥化講習会などを実施するほか、リサイクル活動団体のイベント開催や交流の場として、リサイクルプラザを市民開放し、リサイクル推進に関する情報の発信・市民の意識啓発を図る。

#### (6) 事業系ごみの分別の徹底

許可業者や事業者により搬入されている事業系ごみに関し、展開調査等により排出状況の把握を行うほか、出前講座でそれぞれの業態に合った分別・処理方法の指導・助言をすることで、ごみの適正な分別とリサイクルの推進を図る。